

## ■平成28年度第9回（第268回）都市経営戦略会議結果概要

【日 時】 平成29年1月31日（火） 午前10時40分～午前11時20分

【場 所】 政策会議室

【出席者】 市長、遠藤副市長、日野副市長、本間副市長、水道事業管理者、教育長、技監、都市戦略本部長、総務局長、財政局長、市長公室理事、総合政策監、スポーツ文化局長

【議 題】（3）さいたま市スポーツ施設の整備・運営に関する指針について

### < 提 案 説 明 >

さいたま市スポーツ施設の整備・運営に関する指針について、スポーツ文化局から次のような説明があった。

- ・ 平成28年度中に策定予定の、さいたま市スポーツ施設の整備・運営に関する指針について、審議をいただくものである。
- ・ 本指針では、まず、本指針の「位置付け」及び「目的と役割」を示し、次に、「さいたま市のスポーツ施設を取り巻く現状と課題」を整理した上で、それを踏まえた「スポーツ施設の整備に関する検討の方向性」及び「スポーツ施設の運営に関する検討の方向性」を示し、最後に、今後の推進について示している。
- ・ 本指針の位置付けについては、スポーツ基本法に先行して平成22年に制定した、「さいたま市スポーツ振興まちづくり条例」において、本指針を定めるとされており、また、同条例を具現化した「さいたま市スポーツ振興まちづくり計画」において、計画の将来像を実現するための6つの重点施策の1つとして、本指針の策定及び推進が位置付けられている。
- ・ 本指針は、本市が目指すべきスポーツ施設の整備及び運営に関する検討の方向性を示すことを目的に策定するもので、今後、本市のスポーツ施設の整備及び管理運営を実施していく上での判断指標を果たすものとしている。
- ・ スポーツ施設の整備及び運営に関する検討の方向性を示すに当たり、本市のスポーツ施設を取り巻く現状と課題を整理している。
- ・ 現状について、詳細は巻末の資料編に掲出したところであり、本編においては、施設の整備や運用状況に関するもの、市民のスポーツ実施の状況に関するもの、施設利用の状況に関するもの、市勢の状況に関するものに分類整理をしている。
- ・ 現状を踏まえた課題については、関連性のある項目を色分けして分類整理をしており、整備面では、「身近で気軽にスポーツができる場を確保することで、市民のスポーツ実施率の向上につなげる」、「未利用地、学校体育施設や民間のスポーツ施設などを活用して運動できる場を増やす」などを掲げており、管理運営面では、「施設利用の利便性の向上」、「国際大会や外国人利用への対応」などを掲げている。

- ・ 課題を解決していくための、スポーツ施設の整備に関する検討の方向性としては、8つの項目について、各施設の実態を踏まえ、検討を進めるとしている。
- ・ まず、「(1) 地域スポーツ環境の整備」について、1点目は、「①身近な場所でスポーツができる環境の整備」として、体育館などの屋内スポーツ施設を建て替える際に、市内のスポーツ施設の配置バランスを勘案するとともに、既存の施設の機能を充実させて、スポーツができる身近な場所を拡大していくことを検討するもの。
- ・ 2点目は、「② 未利用地の活用」として、未利用となっているスポーツ利用が可能な土地を「スポーツもできる多目的広場」や「臨時グラウンド」として、引き続き活用していくこととし検討するもの。
- ・ 3点目は、「③ 民間スポーツ施設の活用」として、民間施設の借上げと市民への開放、民間施設の誘致、利用補助など、民間施設の活用方策を検討するもの。
- ・ 4点目は、「④民間等のノウハウを活用したサービスの提供」として、効率的・効果的なサービスを提供するため、社会情勢に適した手法の導入を検討するもの。
- ・ 5点目は、「⑤ 中長期的な計画に基づく整備の推進」として、「さいたま市公共施設マネジメント計画」の方針に基づいて、スポーツ施設の改修・更新コストの縮減を図りつつ、新たなスポーツ施設の需要が生じた場合は、必要とされる施設の整備を検討するもの。
- ・ 6点目は、「⑥ 障害者スポーツの環境整備」として、だれもが利用しやすいスポーツ環境整備のために、障害者スポーツ競技にも対応した、スポーツ施設におけるバリアフリー化やユニバーサルデザインの導入を検討するもの。
- ・ 7点目は、「⑦ 「みる」スポーツの場の整備」として、耐用年数等を迎え、施設を更新する際に、各スポーツ施設の規模、用途などに応じて、「みる」スポーツへのニーズに応じた、新たな施設の機能分担等を検討するもの。
- ・ 次に、「(2) 新たな交流を創出するスポーツ拠点の整備」について、「(仮称)さいたまスポーツシューレ整備構想の推進」を掲げている。
- ・ 「(仮称)さいたまスポーツシューレ整備構想の推進」については、昨年度に策定した「さいたま市国際スポーツタウン構想」において位置付けられており、本指針では、「(仮称)さいたまスポーツシューレの考え方」を示した上で、現時点で想定される3案を示している。
- ・ スポーツシューレの考え方については、拠点整備にかかる用地の確保や財政的な負担を勘案し、ドイツの事例のように施設や機能が1つの敷地内に集約されているものだけでなく、施設や機能が一定の集積性を保ち、近隣施設で分担した各機能をネットワーク化したものも、スポーツシューレの1つの形態として想定し、3つの案を想定したところである。
- ・ 案1は、今後の発展が期待される浦和美園など市内に用地を確保し、施設を整備する案であるが、市内に広大な用地を確保することが難しく、また、こうした施設を設置したいという企業・団体等も現時点ではなく、さらに公設では、多大な費用・時間が必要となる。
- ・ 案2は、荒川河川敷のスポーツ施設群を活用して設置する案であるが、運動公園については、法令や条例などの設置目的に反しないよう利活用面に配慮しながら、スポーツの拠点として活用方法を検討する必要がある、大宮けんぼグラウンドやレッ

ズランドなどの民間施設については、利用に係る契約の締結など、スポーツシューレの形成に向けた調整を図っていく必要がある。また、宿泊施設やネットワークをコントロールする事業主体についても検討が必要となる。

- ・ 案3は、岩槻文化公園周辺のスポーツ施設を活用して設置する案であるが、案2と比べ、施設の規模や面数が少ないため、新たな施設の整備も視野に入れた検討が必要であり、案1同様に、用地の確保、費用・時間が必要となる。
- ・ 今後は、3案について、費用対効果や実現性の観点から優先順位を定め、具体化に向けて検討することとしている。
- ・ スポーツ施設の運営に関する課題を解決していくための、検討の方向性としては、9つの項目について、各施設の実態を踏まえ、検討を進めるとしている。
- ・ まず、「(1) スポーツ施設の機能充実」に関し、「①市民が利用しやすいスポーツ施設運営」について、1点目は、「ア 施設利用の料金体系の見直し」として、同様の機能を有する市内スポーツ施設での料金体系の統一や曜日別・時間帯別や営利関係利用にかかる料金の在り方について、適正な受益者負担を図るよう、施設使用の料金体系の見直しを検討するもの。
- ・ 2点目は、「イ 早朝・夜間に利用時間の延長」として、スポーツ施設の利用拡大を図るために、利用者のライフサイクルの多様化に対応できるよう、早朝・夜間への施設の利用時間の延長を検討するとともに、それに伴う夜間照明の設置を含めた対応を検討するもの。
- ・ 次に、「②教育・防災部局等と連携したスポーツ施設運営」について、1点目は、「ア 学校体育施設開放事業の運営方法の改善」として、学校開放事業の運営において、周辺地域の特性に配慮しながら、更なる充実に向け、多様な展開が図られるよう管理方法の周知・活用方法を検討するもの。
- ・ 2点目は、「イ 防災機能を持つ施設の整備」として、広い空間を有するスポーツ施設は市民の避難場所等の機能が期待されることから、非常時における利用者の安全を考慮した維持管理と合わせて、被災時を想定した対応を検討するもの。
- ・ さらに、「③計画的なスポーツ施設の維持」として、各スポーツ施設のライフサイクルコストの把握及び管理を行い、その縮減に向けた、中長期的な視点での計画的な維持管理を検討するもの。
- ・ 「(2) スポーツ施設の管理運営体制の充実」に関しては、まず、「①施設の管理所管の一元化」として、スポーツ施設の状況に応じて、段階的に施設の管理所管の一元化を検討するもの。
- ・ 次に、「②合理的で質の高い管理運営の実施」として、指定管理者制度の活用などを活用した合理的で質の高いスポーツ施設の管理運営を検討するとともに、スポーツ事業の収益性を向上させ、施設運営に還元する仕組みを検討するもの。
- ・ さらに、「③利用者に配慮したサービスの提供」について、1点目は、「ア 安心・快適な利用への配慮」として、設備や管理運営など、安心、快適な施設利用を検討するもの。
- ・ 2点目は、「イ 外国人利用者への配慮」として、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機に、外国人利用者に配慮した窓口対応及びサイン、看板等の設置を検討するもの。

- ・ 本指針策定後は、各施設の実態を踏まえながら、早期に実施していくものや中長期的な視点により実施していくものなどを整理した上で検討を進め、計画性をもって具体的な取組を実施していく。
- ・ また、スポーツに関する多様なニーズに対応していくためには、様々な主体との連携が必要であることから、スポーツ関係団体や民間のスポーツ施設、さらにはプロスポーツのクラブチームなどと連携を図り、本市の特色ある地域資源を活かしながら、取り組んでいく。
- ・ 本指針については、今後、平成29年2月定例会において報告の後、体裁、レイアウトを整え、印刷製本する予定である。

## < 意見等 >

- ・ 障害者に限らず、高齢者や若年層も含めたニーズへの対応として、トイレの様式化も盛り込んだ表現にしてもらいたい。
- ・ スポーツシュレの検討案③は、対象範囲を広げ、東部地域のスポーツ施設とし、文中で、岩槻文化公園周辺などとしてもらいたい。
- ・ 学校体育施設開放事業においては、プールの老朽化への対応なども含んだ、表現にしてもらいたい。
- ・ 市勢の状況や資料編のスポーツ施設の管理運営において、事実誤認の表記があるので、関係所管に確認の上、修正してもらいたい。
- ・ 資料編のスポーツ実施率の状況においては、着実に上昇していることだけでなく、今後、更に伸ばしていくことを表記してもらいたい。
- ・ 資料編の施設利用状況においては、屋内施設だけでなく、屋外施設についてももう少し検討してもらいたい。
- ・ 都市公園においては、ウォーキングやランニングのコース設定がされていないところがあるが、それほど難しいことではないと思うので、用途の多様化についても盛り込んでもらいたい。
- ・ スポーツ施設の管理運営所管の在り方については、関係所管と十分に協議し、再検討の上、表現を改めてもらいたい。
- ・ キャンセル対応の改善策の検討を想定し、より有効に活用してもらおう趣旨の表現を追加してもらいたい。検討に当たっては、文化施設におけるキャンセル料の導入なども参考に、雨天時のケースも考慮したものにしてもらいたい。

## < 結果 >

- ・ スポーツ文化局発議のさいたま市スポーツ施設の整備・運営に関する指針については、都市経営戦略会議での指摘を踏まえた修正を行うことで、了承とする。  
なお、修正内容については、市長及び副市長の確認を要することとする。

## < 会議資料 >

(資料) さいたま市スポーツ施設の整備・運営に関する指針について  
さいたま市スポーツ施設の整備・運営に関する指針